

2019年11月27日

全国ファミリートラストサポート株式会社との業務提携について ～信託財産限定型（現金・アパート）家族信託の紹介業務開始～

株式会社京葉銀行（頭取 熊谷 俊行）は、2019年11月27日（木）付で、全国ファミリートラストサポート株式会社（代表 松本 康男、以下「全国ファミリートラスト」）と業務提携しましたので、お知らせいたします。

※全国ファミリートラストサポート（株）は、（社）家族信託普及協会を中心に設立されたコンサルティング会社。

【背景】

超高齢社会の到来により、これまでの「成年後見制度」に加え、より柔軟に財産の運用・処分に対応できる「家族信託」を検討する方が増えています。

当行では、本年4月より、相続・事業承継、認知症などへの対策となる「家族信託口座」の開設や「家族信託の契約書作成のための土業紹介」などの業務を取り扱っております。

【目的】

家族信託は、複雑・多様な契約になりがちであることから、お客さまより、“もっと簡単・スムーズに信託口座の開設や契約書の作成ができるようにして欲しい”との要望が寄せられています。

今回、全国ファミリートラストと業務提携することで、より多くのお客さまを対象として、**信託財産を“現金資産”“アパート”に限定したパック商品**をご紹介することが可能となりました。

【商品概要】

①「現金資産を家族に託す」安心パック

口座名義人が認知症などで「判断能力」を失うと、その預金口座は凍結され、家族であっても引き出すことができなくなります。予め必要な資金用途を定めてご家族に託しておくことで、これからの人生を安心して過ごしていただくための商品です。

※くわしくはこちら

②「アパートオーナー専用の家族信託」アパート安心パック

アパートオーナーが認知症などで「判断能力」を失うと、建物の修繕や取引金融機関等との契約行為ができなくなります。オーナーが元気なうちに、家族信託の契約を行うことで、将来のリスクを回避していただくための商品です。

※くわしくはこちら

以上